

01 4月1日から 市民バスの運行時刻を改正

市民バス利便性向上などのため、4月1日から次の路線の運行時刻を改正します。

●**新田線**▼1便⇨休日運行便の始点を「新田公民館前」に変更▼9便⇨「くりこま高原駅前」の始発を10分遅らせ、午後6時50分に変更▼11便⇨「くりこま高原駅前」午後8時15分発を増便

●**南方線**▼9便⇨休日運行便の終点を「佐沼高校正門前」に変更

【問い合わせ】企画部市民協働課(地域振興係)
☎0220(22)2173



02 「みやぎ鎮魂の日」に一斉黙とうを

県は、3月11日を「みやぎ鎮魂の日」に定めています。市は、震災で亡くなられた人を追悼し、震災の記憶を風化させることなく後世に伝えていくため、一斉黙とうを実施します。ご理解とご協力をお願いします。

【実施日時】3月11日(日)午後2時46分

【実施方法】防災行政無線のサイレン吹鳴を合図に、一斉黙とうを実施

【問い合わせ】総務部防災課(防災危機対策係)
☎0220(22)2130

03 軽自動車税を減免します

身体障害者手帳などをもち、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税を減免します。手帳の等級、車両の所有者、運転者を確認しますので、期間内に申請してください。

【申請書類】▼減免申請書(税務課、各総合支所で配布)▼自動車検査証▼運転免許証▼身体障害者手帳▼戦傷病者手帳▼精神保健福祉手帳▼療育手帳▼マイナンバー通知カード▼マイナンバーカード▼印鑑

【申請期間】4月2日(月)～24日(火)▼納期限の7日前まで受け付け

※継続申請者には、3月下旬に申請書を郵送します。

【申請先・問い合わせ】総務部税務課(市民税係)
☎0220(22)2163
▼各総合支所市民課(市民係)



南方線

佐沼方面行き (停留所・便別)	改正後	
	平日のみ運行	9便
瀬峰駅前	17:55	
循環器呼吸器病センター入口	17:56	
循環器呼吸器病センター	17:57	
宮小路原	17:59	
下山団地入口	18:00	
上沼崎	18:02	
沼崎下	18:03	
大平	18:04	
西郷	18:05	
狼の欠	18:06	
大坂	18:08	
高石	18:10	
南方中学校前	18:11	
南方総合支所	18:13	
松島屋敷	18:15	
板倉	18:16	
飯島	18:18	
萩洗	18:20	
登米市役所	18:23	
ミヨーバス佐沼営業所	18:25	
佐沼郵便局前	18:26	
登米市民病院前	18:27	
津島神社前	18:29	
一市	18:30	
五日町	18:31	
的場	18:31	
佐沼高校正門前	18:32	
登米総合産業高校前	18:42	

新田線

佐沼方面行き (停留所・便別)	改正後		
	平日のみ運行	9便	11便
くりこま高原駅前	6:50	18:50	20:15
新田公民館前	7:06	19:06	20:31
JA新田支店前	7:08	19:08	20:33
新田駅前	7:09	19:09	20:34
坂戸	7:10	19:10	20:35
沼口	7:11	19:11	20:36
穴山	7:13	19:13	20:38
北方飯土井	7:14	19:14	20:39
三方島	7:18	19:18	20:43
東新土手	7:19	19:19	20:44
飯屋	7:21	19:21	20:46
斜橋	7:22	19:22	20:47
JA北方支店前	7:23	19:23	20:48
舟橋	7:24	19:24	20:49
舟橋前	7:25	19:25	20:50
西館	7:26	19:26	20:51
佐沼中学校前	7:27	19:27	20:52
佐沼高校北	7:30	19:30	20:55
的場	7:31	19:31	20:56
五日町	7:31	19:31	20:56
一市	7:32	19:32	20:57
津島神社前	7:33	19:33	20:58
登米市民病院前	7:35	19:35	21:00
佐沼郵便局前	7:36	19:36	21:01
登米市役所	7:38	19:38	21:03
ミヨーバス佐沼営業所	7:40	19:40	21:05
登米総合産業高校前	7:55	—	—

04 火の用心 ことばを形に習慣に

平成30年春季全国火災予防運動が、3月1日から7日まで展開されます。

市消防本部では、次の3項目を重点目標に、火災予防運動を実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。



- 1 住宅防火対策の推進
- 2 林野火災予防対策の推進
- 3 車両火災に対する防火安全対策の徹底

【2017全国統一防火標語】

「火の用心 ことばを形に習慣に」

- 住宅防火・命を守る七つのポイント**
- 1 寝タバコは絶対やめる
 - 2 ストープは燃えやすいものから離れた位置で使用する
 - 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- 【四つの対策】
- 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
 - 2 寝具、衣類やカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する
 - 3 火災を小さいうちに消すため、住宅用火災警報器を設置する

●**住警器が古くなってきたら**
新築住宅への住宅用火災警報器設置義務化から、10年以上が経過しました。設置後、10年以上経過したものは、電子部品などの劣化が考えられるため、本体の交換をお勧めします。

●**住警器は燃やせないごみへ**
廃棄の際は、住宅用火災警報器から電池を取り外してください。リチウム電池は、販売店の回収箱へ、本体は燃やせないごみとして処理してください。

【問い合わせ】消防本部予防課(予防建築係)
☎0220(22)1900

05 移住・定住促進に向け、住宅家賃を助成 新生活を応援する「住まいサポート」

市内に転入し、民間住宅などを賃借した夫婦の家賃を助成します。

【対象者】①平成28年1月1日以降に市内に転入し、2年以内に民間住宅などを賃借したとちらかが40歳未満(転入日時点、平成28年1月1日～平成29年3月31日に転入した場合)、平成28年4月1日時点の夫婦②市税などの滞納が無い人

【補助金額】民間住宅(公的賃貸住宅、官舎、社宅、社員寮は対象外)の家賃から、住宅手当相当額を控除した家賃の2分の1(月額1万5千円を限度) ※平成29年10月～平成30年3月の家賃支払実績に基づき、補助金を交付します。

【申請期間】3月1日(木)～30日(金)

※申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】企画部企画政策課(移住・定住促進係)／移住・定住相談専用ダイヤル
☎0220(23)7331
✉tome-life@city.tome.miyagi.jp
【URL】http://www.city.tome.miyagi.jp/kikakuseisaku/shisejoho/juteju/jutakushu/toku_sunaisupport.html

06 Jアラートの緊急情報を即時に 情報伝達訓練を実施

市は、全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られてくる弾道ミサイル発射などの緊急情報を、防災行政無線などで確実に皆さんにお伝えするため、本年度2回目の情報伝達訓練を実施します。

【日時】3月14日(水)午前11時から

【問い合わせ】総務部防災課(防災危機対策係)
☎0220(22)2130

情報伝達手段	放送内容(訓練)
①防災行政無線	市内に設置している全ての防災行政無線から、一斉に次のように放送します。 【放送内容】(上リチャイム音)→「これは、Jアラートのテストです」×3回→「こちらは、防災登米市広報です」→(下リチャイム音)
②コミュニティFM放送	コミュニティFM「はっとエフエム」で、次の内容を放送します。 【放送内容】(無音1秒程度)→「こちらは、登米市役所です。緊急放送をお知らせします。発表日時2018年3月14日0時0分0秒、即時音声合成メッセージが発令されました。これは、Jアラートのテストです」
③登米市メール配信サービス	登米市メール配信サービスに登録している人のパソコンや携帯電話に、次の内容のメールを送信します。 【送信内容】件名:即時音声合成メッセージ発表/本文:「発表日時2018年3月14日0時0分0秒、即時音声合成メッセージが発令されました。これは、Jアラートのテストです」

※登米市以外の地域でも、全国的に訓練が実施されます。